

随意契約理由書

件名	西(明石木見線)配水管取替工事その8
契約の相手方	株式会社建部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号
随意契約の理由	
<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和3年2月5日に入札中止となった工事である。</p> <p>本工事は建設局発注の「明石木見線街路築造工事」と競合する。建設局が舗装本復旧工事に着手する令和3年6月までに配水管の取替工事を完了する必要がある、早期に着手する必要がある。</p> <p>また、当該管路は西神低層配水池から玉津町への配水を担う主要管路の一部である。経年化しており、更新時期が遅延することで、赤水による水質悪化や漏水による断水が発生するなど市民生活に多大な影響を及ぼすリスクが高い。</p> <p>上記請負人は、水道工事(配水管工事)の受注実績を複数回有していること、また、現在も水道工事を受注していることから、迅速な人員及び資材の確保が可能となる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、」に該当し、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局配水課 (電話番号 078-322-5898)